

学校いじめ防止基本方針

兵庫県立洲本高等学校

1 本校の教育方針

本校の教育方針は、旧制洲本中学校の「至誠」「自治」、淡路高等女学校の「勤勉」、そして統合して洲本高等学校になったときに加えられた「親和」の四項目の校訓に凝集され、120余年の伝統を踏まえ、新たな時代を切り拓く、知・徳・体の調和の取れた人間を育成し地域から信頼される学校を目指す教育活動を展開している。同時に、生命の尊厳と人権尊重の精神を基本にして、逞しい体と豊かな心を育み、自己を取り巻く自然や社会を敬愛する態度を養い、心豊かな人間性と社会性を持つ生徒を育てることを目指している。

そのために、全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

2 基本的な方向

本校では、大半の生徒が社会生活のルールが守れ、善悪の判断ができることから、生徒の自主性を重んじる指導がなされてきた。一部の生徒にルール違反・マナー違反があるものの、それが他の生徒に安易に広がる傾向は少ない。ルール違反を繰り返す生徒については、根気よく注意し、厳しい指導をするとともに、保護者・地域・関係機関・学校が連携することが必要である。生徒自身がルール違反を認識し、生徒の内心に迫れる指導をしなければ根本的解決にはならないし、生徒と教師が良好な人間関係を保たなければ、教育は成り立たず、生徒の成長もない。良好な人間関係は、ただやさしいだけではできないものではない。本校の生徒の大半は素直で向上心があり、充実した高校生活を送り、洲本高校が好きであることも認識した上で、本校の伝統である自主・自立の精神を尊重しつつ、生徒自身が自律できる生徒指導を心がけることを基本的な方向としたい。

以上を踏まえながら生徒指導を行いながら、いじめに対して以下の指導体制を構築し、取り組むものとする。

3 いじめ防止の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。—「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」

「いじめ」は、上記のように法律で定義された。かつての定義から「自分よりも弱い者に対して一方的に」や「継続的に」、「深刻な苦痛」などの要素は除かれ、より広い範囲にいじめを捉えるものとなっている。本校では、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙1 校内指導体制及び関係機関

また、いじめが、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙2 チェックリスト

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取り組みを体系的・計画的に行うため、包括的な取り組みの方針、いじめの防止、早期発見の在り方、いじめの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

(3) いじめ発生時の組織的対応

いじめと疑わせる情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙4 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」について、「相当の期間」は、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているな場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対策委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司、及び人権擁護委員等を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の留意事項

地域から信頼される学校を目指している本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会や育友会総会をはじめ、学年懇談会、三者面談、家庭訪問など、あらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信に努める。

また、いじめ防止をより有効に実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止に等に取り組む観点から生徒の意見を取り入れる等、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるよう、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

I 校内指導体制及び関係機関

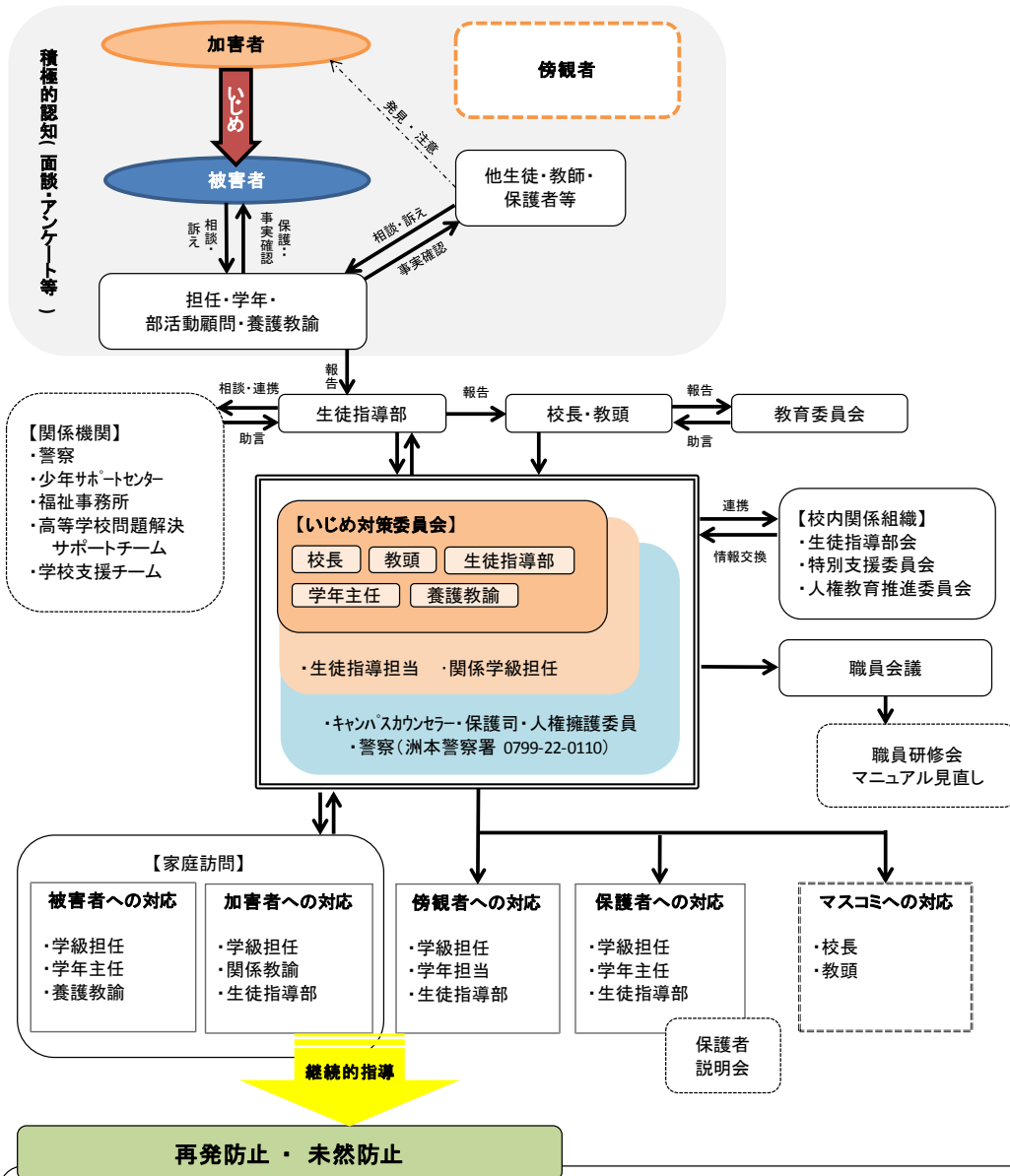
いじめの問題の取り組みにあたっては、どの子どもにも、どの学校においても起こり得るものであると認識し、校長のリーダーシップのもと、積極的に認知し、解決に向けては毅然として取り組む。また、教職員一人ひとりが、いじめ問題をひとりで抱え込むことなく、学校全体で組織として取り組まなければならない。そのためには、早期発見にとどまらず、未然防止に向けた取り組みを進めていく必要がある。その中心となるのが「いじめ対策委員会」である。

※対応方法の詳細については、兵庫県教育委員会「いじめ対応マニュアル」(平成25年1月版)を参照

いじめ対策委員会について

- 校長、教頭及び生徒指導部長を中心に、学年主任、養護教諭で編成する。
(事案の状況に応じて、キャンパスカウンセラー、関係職員及び学校評議員、警察などを入れてメンバーは適宜編成する。)
- 特別支援教育委員会と兼ね、事案解決後も継続的に指導・支援するために状況に応じて個別支援計画を立てることもある。

【組織図】



温かい学校経営や教育活動を学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気も大切である。そのために、校内組織が有効に機能し、様々な問題に対応できる体制を構築するとともに、生徒と向き合う時間を確保し、教職員が心を通い合わせる学校づくりを推進する。

いじめ早期発見のチェックリスト

いじめが起こりやすい・起きている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう生徒がいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないように何かを投げたりしている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- グループ分けをすると特定の生徒が残る
- 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある

いじめられている生徒

◎日常の行動・表情の様子

- 活気はなくおどおどし、話す時不安な表情をする
- 下を向いて視線を合わせようとしめない
- 早退や一人で下校することが増える
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- 忘れ物が多くなったり、提出期限が守れなくなる
- 常に周囲の行動を気にし、目立たないようにする
- 悪口を言われても言い返さず、愛想笑いをする
- わざとらしくはしゃいでいる
- 顔色が悪く、元気がなく暗い表情になる
- 遅刻・欠席が多くなる
- 時々涙ぐんでいる
- 周囲が何となくざわついている
- 発言を強要され、突然個人名が出される
- くにやにや、にたにたしている

◎授業中・休み時間

- 発言すると冷やかされたり、周囲がざわつく
- 班編成の時に孤立しがちである
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 決められた座席と違う場所に座っている
- 遊びだと友人とふざけているが、表情がさえない
- 一人でいることが多い
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 教職員の近くにいたがる
- ひどいあだ名で呼ばれる
- 不真面目な態度、ふざけた質問をする

◎昼食時

- 好きな物を他の生徒にあげる
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 弁当を一人で食べる人が多い
- 他の生徒の机から机を少し離している
- 食べ物にいたずらされる
- 笑顔がなく、黙って食べている

◎清掃時

- いつも雑巾がけやゴミ捨ての当番になっている
- 目の前にゴミを捨てられる
- 一人で離れて掃除をしている
- 掃除をさぼることが多くなる

◎その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 理由もなく成績が突然下がる
- 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている
- 顔や手足にすり傷やあざがある
- 必要以上のお金を持ち、友達におごる

いじている生徒

- 多くのストレスを抱えている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 教職員によって態度を変える
- グループで行動し、他の生徒に裏で指示をする
- 活発に活動するが他の生徒にきつい言葉を使う
- 金品や物の貸し借りを頻繁に行っている
- 教師が近づくと、急に仲の良いふりをする
- 悪者扱いされていると思い、ムキ、乱暴になる
- 特定の生徒にのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- 他の生徒に対して威嚇する表情をする
- 友達との会話の中に差別意識が見られる
- 仲間同士が集まり、ひそひそ話をしている
- 教師が近づくと、集団が不自然に分散する

本校のめざす学校像	新たな時代を切り拓く、知・徳・体の調和の取れた人間を育成し、地域から信頼される学校を目指す
育てたい生徒像	自己を取り巻く自然や社会を敬愛する態度を養い、心豊かな人間性と社会性を持つ生徒

学校教育目標	ア 基礎・基本を定着させ、確かな学力の向上と進路実現を図る。
	イ 人間性豊かで品格のある人物を育成する。
	ウ 自らを鍛え、厳しさに耐え抜く精神を育む。
	エ 地域から信頼される学校づくりを推進する。

いじめ対策委員会：校長、教頭、生徒指導部長、各学年主任、養護教諭
*状況に応じ関係職員等も含めて編成

〈年間指導計画〉

	職員会議等	未然防止に向けた取り組み	早期発見に向けた取り組み
4月	いじめ対策委員会 ・指導方針の確認 ・1学期計画作成 職員会議 ※1	いじめ実態把握調査 ※5 → (オリエンテーション) 道徳・特別活動計画に反映	生活実態アンケート ※2 個人面談・個人状況把握 ※3
5月	保護者向け啓発 (ネットいじめを含む) 育友会総会 ※6	カウンセリングマインド研修 ※4 学級・学年づくり	個人面談・個人状況把握
6月		(文化祭)	家庭訪問等
7月	保護者向け啓発 (ネットいじめを含む) 学年懇談会 ※6	情報教育講演会等 ※7 全校一斉学習 ※8 (校内球技大会)	三者面談 個人面談 個人状況把握 ※11
8月		カウンセリングマインド研修	
9月	いじめ対策委員会 ・情報共有 ・2学期計画作成 職員会議	学級・学年づくり	生活実態アンケート 個人面談・個人状況把握
10月		人権教育研修 ※9	個人面談・個人状況把握
11月	保護者向け ※6		
12月		人権教育研修 ※9 (校内球技大会)	三者面談・個人状況把握
1月	いじめ対策委員会 ・情報共有 ・3学期計画作成 職員会議		生活実態アンケート 個人面談・個人状況把握
2月		情報モラル研修 ※9 次年度に向け学級づくり	個人面談・個人状況把握
3月	いじめ実態アンケート送付		

未然防止、早期発見に向けて

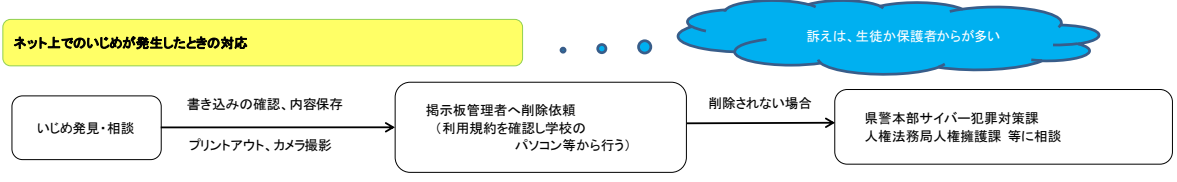
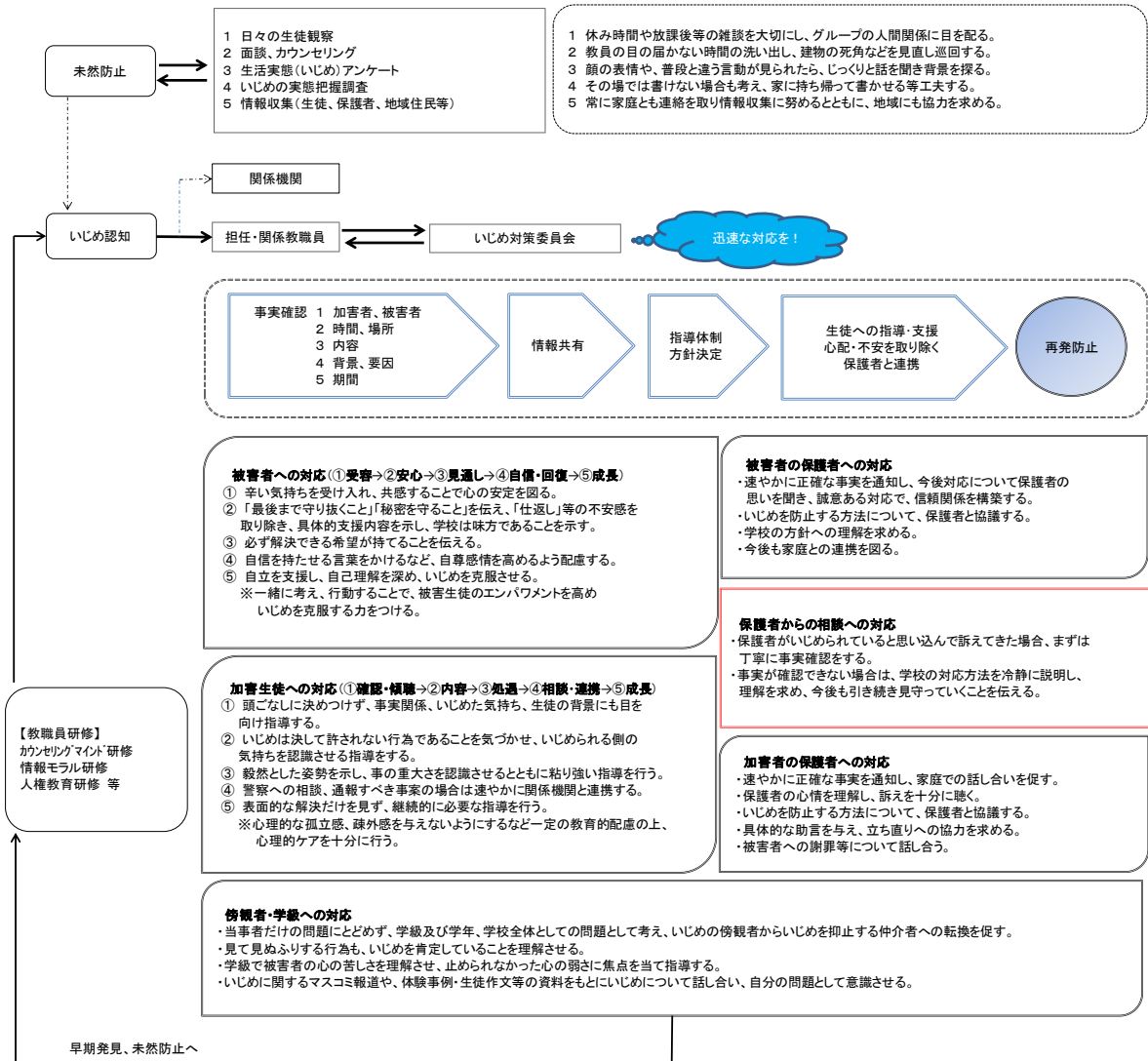
- すべての教職員が、いじめの問題の重要性を認識する。
- いじめ対策委員会を中心に、定期的に未然防止に向けた取り組みを行う。
- 各個人の様子を学年会議等で情報交換を行い、具体的な指導の留意点について職員会議や職員研修会で取り上げて共通理解を図る。
- 各担任や部活動顧問が、いじめの問題を一人で抱え込むことなく、報告・連絡・相談を確実にし、学校全体で組織的に対応する。

危機管理の心構え「さしすせそ」
さ：最悪を想定する
し：慎重に対処する
す：素早く対処する
せ：誠意を持って対処する
そ：組織全体で対処する

- ※1 職員会議
いじめ防止基本方針を確認し、指導方針や指導計画を指示し、全教職員で共通理解を図る。
- ※2 生活実態(いじめ)アンケート
年度当初、各学期始めに、休み中の状況把握と同時にいじめの実態把握のアンケートを実施する。
- ※3 個人面談/個人状況把握
年度当初、各検査後等の区切りごとに個人面談を実施し、生活状況把握とともに、クラス内の生徒状況を把握し、いじめが起こっていないかどうかを確認する。
- ※4 カウンセリングマインド研修
ロールプレイ等、研修の実施の仕方を工夫するなど効果的な研修を実施する。
- ※5 いじめ実態把握調査
年度当初に、生徒、保護者を対象としたいじめの問題への意識調査を実施し、その調査状況を元に特別支援の計画等を作成する。
- ※6 保護者向け啓発/研修
ホームページや保護者会等を活用して、学校のいじめ防止基本方針を周知するとともに、保護者からのいじめを含む様々な情報を収集する。
- ※7 情報教育講演会
昨今のソーシャルネットワークサービス(SNS)等の情報ネットワークにまつわるトラブル等について生徒向けに講演を実施し、情報セキュリティについての注意を喚起する。
- ※8 全校一斉学習
情報教育講演会の感想を書くとともに、ネットのいじめ等を含み、正しい情報機器の使い方を話し合う。
- ※9 人権教育研修/情報モラル研修
人権の問題として、いじめ、ネットいじめ、情報モラル等についての研修会を実施する。
- ※10 学級・学年づくり/人間関係づくり
1学期、2学期を通して、学級や学年の人間関係づくりについてLHR等で学習するとともに、ふるさと貢献活動等で体験する。
- ※11 家庭訪問
全学年で、担任や学年グループ、部活動顧問が、夏期休業中までに、必要があれば家庭訪問を行う。

III 組織的対応

いじめは未然に防ぐことが最良であるが、どの生徒にも、どの学校にも起こり得ることという認識のもと、積極的認知に努める。認知した場合は、いじめ対策委員会を中心に組織的に対応する。特定の教職員がひとり抱え込んだり、隠したりすることなく、学年や学校全体で組織的に対応する。取り組みにあたっては迅速さを心がけ、情報を得たその日のうちに方針を決定し、対応することとする。重大事態や加害者・被害者の意識にずれのある場合、ネット関連、保護者対応のトラブル等については、把握した状況を十分に検討し、関係機関とも連携の上、慎重に対応する。



- ★生徒への指導ポイント
- 1 掲示板等ネットでの誹謗・中傷等の書き込みを行うことはいじめであり、決して許されることではないこと。
 - 2 匿名で書き込んでも、書き込みを行った個人が特定できること。(重大犯罪につながり、悪質な場合は、犯罪となり警察に検挙されることもある)
 - 3 インターネットを利用する際にも、マナーがあり、マナーを守ることにより自分へのリスクも回避されること。
- ※スマートフォンでの使用については、十分に注意させる。特にLINE、Facebook等で書いた誹謗・中傷は、一生消えずについて回ることや、GPSの位置情報によりストーカー被害にあったり、犯罪に巻き込まれることなど、セキュリティについても自分が被害に遭わないように十分に注意して使用することについて等指導する。
- ※その他、教職員への情報モラルへの指導力の向上や、保護者への啓発と家庭・地域との連携を進める。

いじめにより生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがある事案(重大事態)が発生した場合

- ・直ちに、教育委員会に報告し、教育委員会の支援のもと、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、学校全体で組織的に対応し、事態の解決に当たる。
- ・事案の経緯、事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえて、迅速にいじめの解消を図る。
- ・被害生徒及びその保護者への対応、警察など関係機関との連携、保護者会の開催の有無など、当該事案に対する対応をする。
- ・緊急時のマスコミ対応については、管理職を窓口、「迅速性・同時性・均一性」を大切にして、誠実な対応に努める。
- ・キャンパスカウンセラー、保護司、人権擁護委員、所轄の警察など外部専門家が参加しながら実効的な解決を図る。